

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事
工事地名	栃木県佐野市船津川原町地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	渡良瀬川河川事務所 工務課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
3) 工事番号	2025020012	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 2月	据付：2026年 2月	
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前契約額	0		
6) 主工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）	1 8) 随意契約額	0		
7) 工事量		1 9) 調整区分	0		
8) 工期	452日間 自 令和 8年 3月 6日 (当初) 至 令和 9年 5月 31日 (0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施工県	製作：東京都 据付：栃木県	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地区	製作：東京 1 7区 据付：足利地区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線		2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設計年月	令和 8年 2月	2 4) 処分費等	600,000		
		2 5) 公告日	令和 8年 2月 10日		
		2 6) 入札締切日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)			事業区分	機械設備		
				工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		摘要
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	
製作工							
	式	1		146,500,000			
揚排水ポンプ設備製作	式	1		146,500,000			
電源設備	式	1		105,300,000			
操作制御設備	式	1		41,200,000			
純製作費	式	1		146,500,000			
製作原価	式	1		146,500,000			
据付工	式	1		8,805,528			
揚排水ポンプ設備輸送工	式	1		156,000			
輸送工	式	1		156,000			
揚排水ポンプ設備据付	式	1		8,049,528			
電源設備据付工	式	1		1,743,194			
操作制御設備据付工	式	1		2,650,929			
撤去工	式	1		3,318,063			

設計総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)			事業区分	機械設備		
				工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		摘要
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	
直接経費							
	式	1		337,342			
処分費							
	式	1		600,000			
処分費							
	式	1		600,000			
共通仮設費							
	式	1		1,494,000			
共通仮設費 (率計上)							
	式	1		1,494,000			
純工事費							
	式	1		10,299,528			
現場管理費							
	式	1		2,270,000			
据付間接費							
	式	1		6,749,000			
据付工事原価							
	式	1		19,318,528			
設計技術費							
	式	1		4,626,000			
工事原価							
	式	1		170,444,528			
一般管理費等							
	式	1		12,705,472			
工事価格							
	式	1		183,150,000			

設計内訳書

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
製作工		式	1		146,500,000				
揚排水ポンプ設備製作		式	1		146,500,000				
電源設備		式	1		105,300,000				
動力引込盤		面	1	34,500,000	34,500,000			単-1号	
照明引込盤		面	1	34,500,000	34,500,000			単-2号	
直流電源盤		面	1	34,500,000	34,500,000			単-3号	
無停電電源装置		台	1	1,800,000	1,800,000			単-4号	
操作制御設備		式	1		41,200,000				
空気圧縮機機側操作盤		面	1	9,200,000	9,200,000			単-5号	
燃料移送ポンプ機側操作盤		面	1	9,200,000	9,200,000			単-6号	
井戸ポンプ機側操作盤		面	1	9,200,000	9,200,000			単-7号	
中央監視操作盤ソフトウェア改造		式	1		2,000,000			内-1号	

設計内訳書

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
運転支援システムソフトウェア改造		式	1		7,800,000			内-2号	
共通制御盤(1)盤内回路改造		式	1		1,900,000			内-3号	
共通制御盤(2)ソフトウェア改造		式	1		1,900,000			内-4号	
純製作費		式	1		146,500,000				
製作原価		式	1		146,500,000				
据付工		式	1		8,805,528				
揚排水ポンプ設備輸送工		式	1		156,000				
輸送工		式	1		156,000				
揚排水ポンプ設備輸送		式	1		156,000			内-5号	
揚排水ポンプ設備据付		式	1		8,049,528				
電源設備据付工		式	1		1,743,194				
動力引込盤据付		式	1		540,256			内-6号	

設計内訳書

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
照明引込盤据付		式	1		540,256			内-7号	
直流電源盤据付		式	1		540,256			内-8号	
無停電電源装置据付		式	1		99,858			内-9号	
電線類布設		式	1		22,568			内-10号	
操作制御設備据付工		式	1		2,650,929				
空気圧縮機機側操作盤据付		式	1		722,608			内-11号	
燃料移送ポンプ機側操作盤据付		式	1		722,608			内-12号	
井戸ポンプ機側操作盤据付		式	1		722,608			内-13号	
電線類布設		式	1		483,105			内-14号	
撤去工		式	1		3,318,063				
動力引込盤撤去		式	1		512,104			内-15号	
照明引込盤撤去		式	1		512,104			内-16号	

設計内訳書

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		摘要
							数量増減	金額増減	
直流電源盤撤去		式	1		512,104				内-17号
無停電電源装置撤去		式	1		49,504				内-18号
空気圧縮機機側操作盤撤去		式	1		512,104				内-19号
燃料移送ポンプ機側操作盤撤去		式	1		512,104				内-20号
井戸ポンプ機側操作盤撤去		式	1		512,104				内-21号
現場発生品運搬		t	0.08	19,800	1,584				単-8号
電線類撤去		式	1		194,351				内-22号
直接経費		式	1		337,342				
直接経費		式	1		337,342				内-23号
処分費		式	1		600,000				
処分費		式	1		600,000				内-24号
処分費		式	1		600,000				

設計内訳書

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	揚排水ポンプ設備 (維持修繕)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費		式	1		1,494,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		1,494,000				
純工事費		式	1		10,299,528				
現場管理費		式	1		2,270,000				
据付間接費		式	1		6,749,000				
据付工事原価		式	1		19,318,528				
設計技術費		式	1		4,626,000				
工事原価		式	1		170,444,528				
一般管理費等		式	1		12,705,472				
工事価格		式	1		183,150,000				
消費税相当額		式	1		18,315,000				
工事費計		式	1		201,465,000				

一式当たり内訳書

動力引込盤据付

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	4	28,152	112,608			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					540,256			

一式当たり内訳書

照明引込盤据付

第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	4	28,152	112,608			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					540,256			

一式当たり内訳書

直流電源盤据付

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	4	28,152	112,608			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					540,256			

一式当たり内訳書

空気圧縮機機側操作盤据付

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	16	30,906	494,496			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	6	28,152	168,912			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 532400円	式	1		10,648			
合 計					722,608			

一式当たり内訳書

動力引込盤撤去

第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	3	28,152	84,456			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					512,104			

一式当たり内訳書

照明引込盤撤去

第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	3	28,152	84,456			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					512,104			

一式当たり内訳書

直流電源盤撤去

第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	3	28,152	84,456			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					512,104			

一式当たり内訳書

無停電電源装置撤去

第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	0	30,906	0			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	0	28,152	0			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 47600円	式	1		952			
合 計					49,504			

一式当たり内訳書

空気圧縮機機側操作盤撤去

第 19号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	3	28,152	84,456			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					512,104			

一式当たり内訳書

燃料移送ポンプ機側操作盤撤去

第 20号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	3	28,152	84,456			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					512,104			

一式当たり内訳書

井戸ポンプ機側操作盤撤去

第 21号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械設備据付工		人	12	30,906	370,872			
普通作業員		人	2	24,276	48,552			
電工		人	3	28,152	84,456			
据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	式	1		8,224			
合 計					512,104			

一式当たり内訳書

電線類撤去

第 22号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ケーブル及び電線配線	ヒット配線 20mm以下 撤去(不使用)	m	227.5	619.4	140,913			
ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 撤去(不使用)	m	8.5	774.2	6,580			
ケーブル及び電線配線	トラフ・ころがし配線 20mm以下 撤去(不使用)	m	60	464.5	27,870			
ケーブル及び電線配線 (ラック配線)	仕上外径 20mm以下 撤去(不使用) 抱縛あり	m	19	999.4	18,988			
合 計					194,351			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-1号	動力引込盤		単位	面	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	動力引込盤		面	1	34,500,000	34,500,000		34,500,000
	計					34,500,000		
	単価					34,500,000	円/面	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-2号	照明引込盤		単位	面	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	照明引込盤		面	1	34,500,000	34,500,000		34,500,000
	計					34,500,000		
	単価					34,500,000	円/面	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-3号	直流電源盤		単位	面	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	直流電源盤		面	1	34,500,000	34,500,000		34,500,000
	計					34,500,000		
	単価					34,500,000	円/面	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-4号	無停電電源装置		単位	台	数量		単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	無停電電源装置		面	1	1,800,000	1,800,000		1,800,000
	計					1,800,000		
	単価					1,800,000	円/台	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-5号	空気圧縮機機側操作盤		単位	面	数量	1	単価	9,200,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	空気圧縮機機側操作盤		面	1	9,200,000	9,200,000		
	計					9,200,000		
	単価					9,200,000	円/面	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-6号	燃料移送ポンプ機側操作盤		単位	面	数量	1	単価	9,200,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	燃料移送ポンプ機側操作盤		面	1	9,200,000	9,200,000		
	計					9,200,000		
	単価					9,200,000	円/面	

1次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-7号	井戸ポンプ機側操作盤		単位	面	数量		単価	
					1			9,200,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
井戸ポンプ機側操作盤			面	1	9,200,000	9,200,000		
計						9,200,000		
単価						9,200,000	円/面	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

単-8号	現場発生品運搬		単位	t	数量		単価	
					1			19,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベ-ストラック2t積、吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1	10,640	10,640		
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベ-ストラック2t積、吊能力2.9t	t	1	9,160	9,160		
計						19,800		
単価						19,800	円/t	

参考資料（1）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	修繕工事輸送費（固定機場）	2t 522km	単位	式	数量		単価
					1		156,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬費用			式	1		156,000	
計						156,000	
単価						156,000	円/式

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 411200円	単位	式	数量		単価
					1		8,224
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費			式	1		8,224	
計						8,224	
単価						8,224	円/式

参考資料（１）

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 89250円	単位	式	数量		単価	
					1			1,785
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
補助材料費			式	1		1,785		
計						1,785		
単価						1,785	円／式	

							単価使用年月	2026. 2
							歩掛使用年月	2026. 2
							労務調整係数	1.000-00000002000
	配線		単位	式	数量		単価	
					1			17,456
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ケーブル及び電線配線		ピット配線 40mm以下 新設	m	4	2,365	9,460		
ケーブル及び電線配線（ラック配線）		仕上外径 20mm以下 新設 抱縛あり	m	4	1,999	7,996		
計						17,456		
単価						17,456	円／式	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	配線材料		単位	式	数量		単価
						1	5,112
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
トリプレックス架橋ポリ絶縁シースケーブル		600V (CVT) 14mm ²	m	4	1,049	4,196	
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル		600V (CV) 3.5mm ² 2心	m	4	229	916	
計						5,112	
単価						5,112	円/式

						単価使用年月	2026. 2
						歩掛使用年月	2026. 2
						労務調整係数	1.000-00000002000
	据付補助材料費		単位	式	数量		単価
						1	10,648
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
補助材料費		揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 532400円	式	1		10,648	
計						10,648	
単価						10,648	円/式

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

配線	名称	規格	単位	式	数量	1	単価	382,452
	名称	規格	単位	式	数量	金額	摘要	
	ケーブル及び電線配線	ピット配線 20mm以下 新設	m		244	1,239	302,316	
	ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 新設	m		17	1,549	26,333	
	ケーブル及び電線配線	トラフ・ころがし配線 20mm以下 新設	m		45	929.1	41,809	
	ケーブル及び電線配線（ラック配線）	仕上外径 20mm以下 新設 抱縛あり	m		6	1,999	11,994	
	計						382,452	
	単価						382,452	円/式

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

配線材料		単位	式	数量		単価	
名称	規格	単位	数量	単価	金額	100,653	
						摘要	
架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	600V (CV) 3.5mm ² 2心	m	107	229	24,503		
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV 1.25mm ² 5心	m	20	200	4,000		
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV 1.25mm ² 10心	m	185	390	72,150		
計					100,653		
単価					100,653	円/式	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	据付補助材料費	揚排水ポンプ設備 揚排水ポンプ設備 47600円	単位	式	数量	1	単価	952
	名称	規格	単位		数量	単価	金額	摘要
	補助材料費		式		1		952	
	計						952	
	単価						952	円/式

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	ビット配線 20mm以下 撤去(不使用)	単位	m	数量	100	単価	619.4
	名称	規格	単位		数量	単価	金額	摘要
	電工		人		2.2	28,152	61,934	
	諸雑費(まるめ)		式		1		6	
	計						61,940	
	単価						619.4	円/m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 撤去(不使用)	単位	m	数量	100	単価	774.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	2.75	28,152	77,418		
諸雑費(まるめ)			式	1		2		
計						77,420		
単価						774.2	円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	ト7・ころがし配線 20mm以下 撤去(不使用)	単位	m	数量	100	単価	464.5
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	1.65	28,152	46,450		
諸雑費(まるめ)			式	1		0		
計						46,450		
単価						464.5	円/m	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線（ラック配線）	仕上外径 20mm以下 撤去(不使用) 抱縛あり	単位	m	数量	100	単価	999.4
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
電工		人	3.55	28,152	99,939			
諸雑費（まるめ）		式	1		1			
計					99,940			
単価					999.4		円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	試運転調整費（揚排水ポンプ）		単位	式	数量	1	単価	216,342
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
機械設備据付工		人	7	30,906	216,342			
計					216,342			
単価					216,342		円/式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	ビット配線 40mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	2,365
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	8.4	28,152	236,476		
諸雑費（まるめ）			式	1		24		
計						236,500		
単価						2,365	円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線（ラック配線）	仕上外径 20mm以下 新設 抱縛あり	単位	m	数量	100	単価	1,999
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	7.1	28,152	199,879		
諸雑費（まるめ）			式	1		21		
計						199,900		
単価						1,999	円/m	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	ビット配線 20mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	1,239
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	4.4	28,152	123,868		
諸雑費（まるめ）			式	1		32		
計						123,900		
単価						1,239	円/m	

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00000002000

	ケーブル及び電線配線	管内配線 20mm以下 新設	単位	m	数量	100	単価	1,549
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電工			人	5.5	28,152	154,836		
諸雑費（まるめ）			式	1		64		
計						154,900		
単価						1,549	円/m	

共通仮設費

主たる工種					
単独（追加工事）： 揚排水ポンプ設備（維持修繕）			合算工事：		
対象工事費	8,805,528	据付直接工事費	8,805,528	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額					
単独（追加工事）	600,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	335,835				
管理費区分2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3	0	（機器単体費）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）			
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	335,835	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）	0				
支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
共通仮設費対象額					
単独（追加工事）	8,469,693	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	8,205,528	現工事	0	合算工事	0
共通仮設費（率分）					
率（補正前）	17.3 %		0 %		
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）	17.65 %	（17.3 % × 週休1.02）			
計上額					
単独（追加工事）	1,494,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費 (積上分)

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費 (積上分) 計

0

据付間接費・現場管理費

据付間接費		据付間接費対象額	据付間接費率	計上額		
機械設備名						
揚排水ポンプ設備（維持修繕）		4,821,336	140 %	6,749,870		
機械設備工事		216,342				
据付間接費計				6,749,000		
現場管理費						
単独（追加工事）純工事費	10,299,528	単独（追加工事）据付直接工事	8,805,528	単独（追加工事）共通仮設費	1,494,000	
非対象額計（－）		335,835				
管理費区分2		0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分3		0	（機器単体費）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分7		0	（支給品（製作品・機器単体品）の額）			
管理費区分9		0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T		335,835	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額			
対象額（＋）		0				
支給品		0				
無償貸付機械等評価額		0				
事業損失防止施設費		0				
現場管理費対象純工事費						
単独（追加工事）		9,963,693	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象純工事費		9,699,528	現工事	0	合算工事	0
現場管理費率（補正前）	22.13 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
施工地域等補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1	
砂防・地滑り補正	0 %					
現場管理費率（補正後）	22.79 %	（22.13% × 週休1.03）			0 %	
現場管理費計上額						
単独（追加工事）		2,270,000	現工事	0	合算工事	0
				調整工事計上額	0	
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		317,309				

設計技術費

製作原価					
単独（追加工事）	146,500,000				
据付工事原価					
単独（追加工事）	19,318,528				
非対象額計（－）					
管理費区分5	0				（一般管理費のみ対象額）
管理費区分9	0				（率計算の非対象額）
管理費区分T	600,000				（対象額に含まれる全処分費）
管理費区分M	0				（設計技術費のみ非対象額）
中止期間中の現場維持費	0				（据付工事原価に含まれる中止期間中の現場維持費計上額）
対象額（＋）					
支給品費	0				
設計技術費対象額					
単独（追加工事）	165,218,528	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額	165,218,528				
標準設計技術費率					
工種	揚排水ポンプ設備（維持修繕）				
単独（追加工事）	2.8	% 現工事	0	% 合算工事	0
設計技術費					
単独（追加工事）	4,626,000	現工事	0	合算工事	0
調整工事計上額					0

一般管理費等（当初）

主たる工種						
単独（追加工事）	揚排水ポンプ設備（維持修繕）					
工事原価						
単独（追加工事）	170,444,528	現工事	0	合算工事	0	
非対象額計（－）						
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）				
管理費区分T	335,835	全処分費等のうち3%または3000万円を超える額				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	170,108,693	現工事	0	合算工事	0	
全処分費を除く一般管理費等対象額						
	169,844,528					
標準一般管理費率						
単独（追加工事）	23.97 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
製作原価における機器単体費（管理費区分3）						
単独（追加工事）	146,500,000	現工事	0	合算工事	0	
工事原価に占める機械単体費の比率（K）						
単独（追加工事）	0.86	現工事	0	合算工事	0	
機器単体費補正係数（R）						
単独（追加工事）	0.31	現工事	0	合算工事	0	
前払金支出割合による補正係数						
単独（追加工事）	1	現工事	0			
財団法人等による補正係数						
	1	現工事	0			
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価						
	170,108,693					
契約保証に係る補正值						
	0.04					
一般管理費等率						
単独（追加工事）	7.47 %	現工事	0 %	合算工事	0 %	
一般管理費等						
単独（追加工事）	12,705,472	現工事	0	合算工事	0	
業務委託料等						
	0					
調査基準価格						
	185,339,000					
調査基準価格100/110						
	168,490,000	（ 92 %）				

R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価	146,500,000	(15) 機器単体費	146,500,000
(2) 据付工事原価	19,318,528	(16) 合算機器単体費	0
(3) 中止期間中の現場維持等の費用	0		
(4) 設計技術費	4,626,000		
(5) 工事原価	170,444,528		
(1)+(2)+(4)			
(6') 一般管理費等 (計上額)	12,705,472	(6) 一般管理費等 (計算額)	12,707,118
(7') その他費目計	0		
(8) 業務委託料等	0		
(9) 工事価格	183,150,000		
(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)			
(10) 消費税等相当額	18,315,000		
(11) 請負工事費	201,465,000		
(9)+(10)			
(12) 入札書比較価格	183,150,000		
(請負工事費の100/110)			
(13) 調査基準価格	185,339,000		
(14) 調査基準価格の100/110	168,490,000		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
製作工		式		1		
揚排水ポンプ 設備製作		式		1		
電源設備		式		1		
動力引込盤		面		1		
照明引込盤		面		1		
直流電源盤		面		1		
無停電電源装置		台		1		
操作制御設備		式		1		
空気圧縮機機側操作盤		面		1		
燃料移送ポンプ機側操作盤		面		1		
井戸ポンプ機側操作盤		面		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
中央監視操作盤ソフトウェア改造		式		1		
運転支援システムソフトウェア改造		式		1		
共通制御盤(1)盤内回路改造		式		1		
共通制御盤(2)ソフトウェア改造		式		1		
純製作費		式		1		
製作原価		式		1		
据付工		式		1		
揚排水ポンプ設備輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
揚排水ポンプ設備輸送		式		1		
揚排水ポンプ設備据付		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電源設備据付工		式		1		
動力引込盤据付		式		1		
照明引込盤据付		式		1		
直流電源盤据付		式		1		
無停電電源装置据付		式		1		
電線類布設		式		1		
操作制御設備据付工		式		1		
空気圧縮機機側操作盤据付		式		1		
燃料移送ポンプ機側操作盤据付		式		1		
井戸ポンプ機側操作盤据付		式		1		
電線類布設		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
撤去工		式		1		
動力引込盤撤去		式		1		
照明引込盤撤去		式		1		
直流電源盤撤去		式		1		
無停電電源装置撤去		式		1		
空気圧縮機側操作盤撤去		式		1		
燃料移送ポンプ機側操作盤撤去		式		1		
井戸ポンプ機側操作盤撤去		式		1		
現場発生品運搬		t		0.08		
電線類撤去		式		1		
直接経費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
直接経費		式		1		
処分費		式		1		
処分費		式		1		
処分費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付間接費		式		1		
据付工事原価		式		1		
設計技術費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事

特記仕様書

令和8年2月

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所

工 事 名 : R7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事
工事場所 : 栃木県佐野市船津川町地先
工 期 : 契約の翌日から令和9年5月31日まで

第1条 適用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和7年度版）（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

本工事の主任技術者又は監理技術者は、次の1又は2に掲げる者でなければならない。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証を有する者であること。

1. 主任技術者は、建設業法第7条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者。また、ハにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））又は国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者。
2. 監理技術者は、建設業法第15条2号イ、ロ、ハで定めるもの（イにあつては、技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。））ハにあつては、国土交通大臣がイ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者）

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せ

において定める。

3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

- （1）建設業法第26条第3項第二項による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （3）監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事でなければならない。
- （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し等）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。
6. なお、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。主任技術者の兼任については、監督職員と協議するものとする。

第6条 コリンズへの登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 栃木県佐野市船津川町地先 緯度 36° 16' 15" 経度 139° 34' 58"
終点 栃木県佐野市船津川町地先 緯度 36° 16' 16" 経度 139° 34' 59"

第8条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

電源設備製作・据付 動力引込盤1面

	照明引込盤 1 面
	直流電源盤 1 面
	無停電電源装置 1 台
操作制御設備製作・据付	空気圧縮機機側操作盤 1 面
	燃料移送ポンプ機側操作盤 1 面
	井戸ポンプ機側操作盤 1 面
操作制御設備改造	中央監視操作盤ソフトウェア 1 式
	運転支援システムソフトウェア 1 式
	共通制御盤(1) 盤内回路 1 式
	共通制御盤(2) ソフトウェア 1 式

第 9 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式-1）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 10 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 11 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サ

- ービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
 5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第12条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第13条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第14条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等

- を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
 5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第15条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料される場合は、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第16条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書1-1-22から1-1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第17条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第18条 機械設備施工実態調査

本工事は、「機械設備施工実態調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第19条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第20条 工事現場発生品

1. 菊沢川排水機場から発生するケーブル類の引渡し場所は、蓮岱寺川資材置場(運搬距離L=18.5km)とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
ケーブル	銅線ケーブル	t	0.08	蓮岱寺川 資材置場	18.5km	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第21条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)最終改正令和4年6月17日法律第68号)。以下「建設リサイクル法」というに基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、当初は見込んでいないが、工事発注後に明らかになった事情により必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第22条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

特定建設資材の分別解体・再資源化等について行う場合、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づき、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第23条 詳細設計付き施工発注方式

本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。

詳細設計付き施工発注方式とは、受注者が本工事の施工にあたって特記仕様書第68条に示す施工範囲の詳細設計を行い、監督職員が詳細設計図書として承諾し、施

工を行うものである。なお、共通仕様書でいう「承諾図書」は「詳細設計図書」と読み替えるものとする。

第24条 詳細設計図書

監督職員は、詳細設計図書の提出日から30日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から30日以内に行う。

第25条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和5年5月改正法律第33号）の著作物に該当する場合において著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第26条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラ

インによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第27条 維持管理情報データベース統一様式

受注者は、整備内容を別途監督職員より通知される「機械設備の維持管理情報データベース統一様式」（以下「統一様式」という。）に記入し監督職員へ提出しなければならない。なお試運転を行う場合は点検整備標準要領に基づき整備前後に測定したデータを記入するものとする。

また、統一様式に記載されていない項目であっても施設保全上測定が必要と思われるものについてはこれを充足するものとし、記入方法については監督職員の確認を受けるものとする。

第28条 予備品リスト

本工事で納入する予備品について、別紙様式-2に記載し、工事完了までに監督職員に提出しなければならない。

第29条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は1回以上を原則とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び本工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第30条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料

④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第31条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第32条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア（一社）施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第33条 快適トイレの試行

1. 内容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第34条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - (1) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第 35 条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去 5 回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から

措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第36条 出水期間中の現場管理について

本工事における出水期間中の現場管理については、共通仕様書 第1編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第1編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第37条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第38条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第39条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第40条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第41条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和9年5月31日までとする。
なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域における工事は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・その他監督職員が承諾した工種
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第42条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-3により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬

入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年5月31日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第43条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第44条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー2）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第45条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完

全週休2日) (受注者希望方式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第46条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、佐野観測所・宇都宮観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第47条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第48条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保について

本工事に使用する電気通信機器類について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第49条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処

理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙一3）を発注者に提出しなければならない。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第50条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。各々の標準作業時間には日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第51条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R6 菊沢川排水機場操作制御設備修繕工事	操作制御設備	令和7年3月5日～ 令和9年5月31日
R7 渡良瀬川管内排水機場外点検整備業務	排水機場点検 水門点検	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
R8 渡良瀬川管内排水機場点検整備業務（仮称）	排水機場点検 水門点検	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
R9 渡良瀬川管内排水機場外点検整備業務（仮称）	排水機場点検 水門点検	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日

第52条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL: <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第53条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第52条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第52条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第54条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔

臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－4 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分 の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第55条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实績状況		出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第56条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項

目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 52 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 57 条 総価契約単価合意方式について

1. 目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第 58 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクトエンジニアリング株式会社に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第 59 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号 最終改正令和 5 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。

3. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第60条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項目	実施時期	対象設備
寸法確認	工場：仮組立完了時 現場：据付完了時	電源設備、操作制御設備、
機能確認	工場：製作完了時 現場：据付完了時	電源設備、操作制御設備
施工状況確認 (緊張試験)	現場：あと施工アンカ 施工後機器据付前	電源設備、操作制御設備
現地試運転確認	総合試運転実施時	

材料確認をすべて工場で実施する場合など、本工事において該当しない項目がある場合は、その旨を施工計画書に記載するものとする。

現地試運転確認においては、実負荷総合試運転を行うものとする。ただし、現地状況等により実負荷運転が行えない場合には監督職員と協議するものとする。

第61条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-5によるものとする。

第62条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第63条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の

点検を行うこと。

2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第64条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第65条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第66条 あと施工コンクリートアンカ

1. あと施工コンクリートアンカの施工にあたり、対象施設の劣化程度、配筋の位置などを調査するものとし、項目は以下のとおりとする。

なお、事前調査段階において躯体等が強度上耐えられないことが判明した場合には、対応方針について監督職員と協議するものとする。

(1) 施工に際し問題ない状況であるかどうかを目視にて調査

- ・躯体に劣化があるか。
- ・クラックや欠損がないか など

(2) コンクリート内部探査器などを使用し、配筋の位置を調査

2. あと施工コンクリートアンカ削孔部の測定データは、削孔径及び深さとし、計測状況を数値が確認できる写真に記録しなければならない。

第67条 工事概要

本工事は、内水排除を目的とした菊沢川排水機場の電源設備について、老朽化した機器の更新を実施するものである。

第68条 工事施工範囲

本工事の施工範囲は、次に示す設備の製作、輸送、撤去、据付及び総合試運転調整までとする。なお、受注者は試運転後に管理者に対する操作説明を行うものとし、この操作説明は本工事に含まれるものとする。

種別	細別	単位	数量	施工内容	摘要
電源設備	動力引込盤	面	1	製作・撤去・据付	
	照明引込盤	面	1	製作・撤去・据付	
	直流電源盤	面	1	製作・撤去・据付	
	無停電電源装置	台	1	製作・撤去・据付	
操作制御設備	空気圧縮機機側操作盤	面	1	製作・撤去・据付	
	燃料移送ポンプ機側操作盤	面	1	製作・撤去・据付	
	井戸ポンプ機側操作盤	面	1	製作・撤去・据付	
	中央監視操作盤	式	1	ソフトウェア改造	
	運転支援システム	式	1	ソフトウェア改造	
	共通制御盤(1)	式	1	盤内回路改造	
	共通制御盤(2)	式	1	ソフトウェア改造	

1. 次の内容は、本工事の施工範囲内とする。

- (1) 引込開閉器盤から動力引込盤、照明引込盤までの露出電線管・配線の撤去・更新及び端子接続。
- (2) 動力引込盤から直流電源盤までの配線の撤去・更新及び端子接続。
- (3) 今回更新する機側操作盤の配線の撤去・更新及び端子接続。
- (4) その他既設流用ケーブルの端子接続。
- (5) 総合試運転調整。実施時期については監督職員と協議するものとする。

第69条 設計条件

設計条件は次のとおりとする。

菊沢川排水機場

- (1) 既設計画総排水量 : 10.0 m³/s
- (2) 外水位 H W L : YP+23.94 (矢場川水位)
- (3) 内水位 H W L : YP+17.60
- (4) 排水運転開始水位 : YP+17.50
- (5) 排水運転停止水位 : YP+16.00
- (6) 運転可能最低水位 : YP+15.00 (非常停止水位)

第70条 主要仕様

本工事は以下のとおり設備を更新もしくは改造するものとする。

1. 動力引込盤

形 式 : 屋内鋼板製自立形

概略寸法 : 800(W) × 2350(H) × 1000(D)程度

数 量 : 1面

装備器具

名称銘板 1式

交流電圧計	1 個
交流電圧計切換開閉器	1 個
交流電流計	1 個
交流電流計切換開閉器	1 個
切換開閉器	2 個
操作開閉器	1 個
三極配線用漏電遮断器	1 式
三極配線用遮断器	1 式
避雷器	1 式
電源切換用電磁開閉器	2 個
計器用変流器	1 式
可逆電磁開閉器	1 式
低電圧継電器	1 式
集合表示灯	1 式
補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
端子台	1 式
盤内灯	1 式
スペースヒータ	1 式
その他必要なもの	1 式

2. 照明引込盤

形 式：屋内鋼板製自立形

概略寸法: 800 (W) × 2350 (H) × 1000 (D) 程度

数 量：1 面

装備器具

名称銘板	1 式
交流電圧計	1 個
交流電圧計切換開閉器	1 個
交流電流計	1 個
交流電流計切換開閉器	1 個
切換開閉器	1 個
操作開閉器	1 個
三極配線用漏電遮断器	1 式
三極配線用遮断器	1 式
避雷器	1 式
電源切換用電磁開閉器	1 個
単相三線式変圧器	1 式
1 次電圧：1 φ 200V	
2 次電圧：1 φ 3W 200-100V	

20kVA

計器用変流器	1 式
低電圧継電器	1 式
集合表示灯	1 式
補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
端子台	1 式
盤内灯	1 式
スペースヒータ	1 式
その他必要なもの	1 式

3. 直流電源盤

形 式：屋内鋼板製自立形
概略寸法: 800 (W) × 2350 (H) × 1000 (D) 程度
数 量：1 面
入 力：3φ3W 200V
出 力：浮動 120.4V, 50A
充 電 器：サイリスタ
蓄 電 池：制御弁式鉛蓄電池 54 セル
50Ah(10 時間率) 108V

装備器具

名称銘板	1 式
直流電圧計	1 個
直流電圧計切換開閉器	1 個
直流電流計	2 個
配線用遮断器	1 式
集合表示灯	1 式
整流器	1 式
負荷電圧補償装置	1 式
蓄電池	1 式
補助継電器	1 式
限時継電器	1 式
端子台	1 式
盤内灯	1 式
スペースヒータ	1 式
その他必要なもの	1 式

4. 無停電電源装置

容 量：3kVA、バックアップ時間 10 分
数 量：1 台

入力電圧：100V
出力電圧：100V
運転方式：常時インバータ給電方式
蓄電池：鉛蓄電池
シャットダウン機能が付属しているものとする。

5. 空気圧縮機機側操作盤

形式：屋内鋼板製スタンド形
概略寸法：400(W)×500(H)×300(D)程度、L=1600
数量：1面
装備器具

名称銘板	1式
切換開閉器	2個
操作開閉器	2個
集合表示灯	1式
押釦開閉器	1個
その他必要なもの	1式

6. 燃料移送ポンプ機側操作盤

形式：屋内鋼板製スタンド形
概略寸法：400(W)×500(H)×300(D)程度、L=1600
数量：1面
装備器具

名称銘板	1式
集合形故障表示器	1式
切換開閉器	2個
操作開閉器	2個
集合表示灯	1式
押釦開閉器	1個
その他必要なもの	1式

7. 井戸ポンプ機側操作盤

形式：屋外 SUS 製スタンド形
概略寸法：400(W)×500(H)×300(D)程度、L=1600
数量：1面
装備器具

名称銘板	1式
集合形故障表示器	1式
切換開閉器	1個
操作開閉器	1個

集合表示灯	1 式
押釦開閉器	1 個
その他必要なもの	1 式

8. 中央監視操作盤

電源関係の故障項目追加及び PLC と CPU 間の信号アドレスの変更に伴い、PLC ソフトウェアの改造を行う。

既設中央監視操作盤

形 式：屋内コントロールデスク形
概略寸法：1800(W) × 1268(H) × 1000(D)
数 量：1 面

装備器具

<監視部>

名称銘板	1 式
ミニグラフィック (モザイク式)	1 式
集合形故障表示器	1 式
吐出弁開度計	3 台分
運転時間計	5 台分
ゲート開度計	4 門分
吐出量表示	3 台分
電圧計	4 個
電流計	4 個
周波数計	2 個
電力計	2 個
機器シンボル(ランプ表示)	1 式
水位表示 (デジタル表示、内・外水位)	2 個
その他必要なもの	1 式

<操作部>

集合形状態表示器	1 式
操作開閉器 (照光式押釦開閉器)	1 式
動作信号灯	1 式
その他必要なもの	1 式

<共通部>

ミニグラフィックコントローラ	1 式
水位計用 BCD 増設ユニット	1 式
AC/DC 電源装置	1 式
ノイズフィルター	1 式
警報用ベル・ブザー	1 式
その他必要なもの	1 式

表示項目

故障表示	「保護項目その他」
主ポンプ・除塵機設備・自家発設備	「運転」「停止」
吐出弁・ゲート設備	「全開」「全閉」「動作中」
系統機器	「運転」「停止」
その他必要なもの	

9. 運転支援システム

菊沢川排水機場に配備されている運転支援システムを構成している監視操作端末及びWEBサーバPCのソフトウェア改造を行い、電源系統画面・故障対策画面の変更及び電源関係の故障項目追加、PLCとCPU間の信号アドレスを変更するものである。

既設監視操作端末

台	数：2台
種	別：工業用PC
使用条件	：24時間連続運転
OS	S：Windows7
CPU	U：32ビットマイクロプロセッサ
処理速度	：2.1GHz
主記憶容量	：4GB
HDD	D：320GB×2台【ミラーリング仕様】
光学ドライブ	：DVD-ROM
ネットワーク	：100/1000BASE-T/IEEE802.3LAN 接続装置
インターフェース	：LAN、シリアル、USB、ミニDIN6Pin
電源	：AC100V
付属品	品：交換用HDD 4個
	交換用ファン 各2個
	液晶ディスプレイ(SXGA対応19型以上) 1台
	キーボード 1個
	マウス(光学式) 1個
	キーボード及びマウス延長ケーブル(2m) 1式
	通信ネットワーク用避雷器(100/1000BASE-T) 1式
	各種ケーブル結束用バンド類 1式
	Microsoft Office Excel 2010 1個
	Microsoft Visual Studio 2010Pro 1個

既設WEBサーバPC

台	数：1台
種	別：工業用PC
使用条件	：24時間連続運転
OS	S：Windows7

C P U	: 32 ビットマイクロプロセッサ	
処 理 速 度	: 2.1GHz	
主 記 憶 容 量	: 4GB	
H D D	: 320GB × 2 台 【ミラーリング仕様】	
光 学 ド ラ イ ブ	: DVD-ROM	
ネ ッ ト ワ ー ク	: 100/1000BASE-T/IEEE802.3LAN 接続装置	
イ ン タ ー フ ェ ー ス	: LAN、シリアル、USB、ミニ DIN6Pin	
電 源	: AC100V	
付 属 品	: 交換用 HDD	4 個
	交換用ファン	各 2 個
	液晶ディスプレイ (SXGA 対応 19 型以上)	1 台
	キーボード	1 個
	マウス (光学式)	1 個
	キーボード及びマウス延長ケーブル (2 m)	1 式
	通信ネットワーク用避雷器 (100/1000BASE-T)	1 式
	各種ケーブル結束用バンド類	1 式

10. 共通制御盤 (1)

電源関係の故障項目追加に伴い、PLC 入力回路の改造を行う。

既設共通制御盤

形 式 : 屋内鋼板製自立形

概略寸法 : 800 (W) × 2350 (H) × 1000 (D)

数 量 : 1 台

装備器具

系統機器	1 式
共通機器 (除塵設備含む)	1 式
制御回路	1 式
電源フィーダー	1 式
DC 電源	1 個
ノイズフィルター	1 式
PLC	1 組
CPU ユニット	1 台
電源ユニット	1 台
PLC リンクユニット	1 台
デジタル入力	96 点程度
デジタル出力	16 点程度
その他必要なもの	1 式

11. 共通制御盤 (2)

電源関係の故障項目追加に伴い、PLC ソフトウェア改造を行う。

既設共通制御盤

形 式：屋内鋼板製自立形

概略寸法：800(W) × 2350(H) × 1000(D)

数 量：1台

装備器具

系統機器	1式
共通機器（除塵設備含む）	1式
制御回路	1式
電源フィーダー	1式
DC電源	1個
ノイズフィルター	1式
PLC	1組
CPUユニット	1台
電源ユニット	1台
PLCリンクユニット	1台
デジタル入力	96点程度
デジタル出力	16点程度
その他必要なもの	1式

第71条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第3章 共通施工

第5節 塗装

3-5-1 一般事項

14. 各機器の塗装仕様は既設と同等のものとする。

ただし、機器の使用目的、設置環境に適したものとし、事前に詳細設計図書に明記し、監督職員の承諾を得るものとする。

第8節 据付

3-8-1 一般事項

10. 本工事の施工においては、排水機場の既設天井クレーンを使用できるものとする。なお、使用する場合は「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」別表第8第3項に基づく定期検査の実施について、監督職員と協議するものとする。

なお、既設天井クレーンの仕様は以下のとおりである。

天井クレーン（機場常設）

数 量：1基

型 式：普通型天井クレーン

定格荷重：20.275t（主）/ 5.075t（補）

揚 程：11.0m（主）/ 11.5m（補）

径 間：12.45m

第6章 揚排水ポンプ設備

第1節 通則

6-1-2 一般事項

4. 準拠基準等

遠隔監視操作制御設備の施工にあたっては、設計図書によるほか、次の基準等による。

これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

- (1) 機械工事施工管理基準(案) (国土交通省)
- (2) 機械工事完成図書作成要領(案) (国土交通省)
- (3) 電子納品運用ガイドライン(案) 機械設備工事編 (国土交通省)
- (4) 揚排水ポンプ設備技術基準(案) (国土交通省)
- (5) 揚排水ポンプ設備設計指針(案) (国土交通省)
- (6) 河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案) (国土交通省)
- (7) 揚排水機場点検・整備指針(案) (大臣官房)
- (8) 機械工事塗装要領(案)・同解説 ((社)日本建設機械化協会)
- (9) 土木工事必携(関東地方整備局)
- (10) 鋼構造架設設計施工指針(土木学会)
- (11) その他関係法令規則

第72条 その他

1. 撤去機器の処分

本工事で撤去した既設機器については産業廃棄物として処分するものとし、処分に要する費用については当初より計上する。

対象機器は別紙-4によるものとする。

—以 上—

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 <input type="checkbox"/> 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 <input checked="" type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 <input type="checkbox"/> 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	<p>第41条</p> <p>第42条</p>
用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 <input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 <input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 <input type="checkbox"/> 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 <input type="checkbox"/> 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第39条
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	
工事用道路関係	<p>一般道路を搬入路として使用する場合</p> <input type="checkbox"/> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 <input type="checkbox"/> 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 <input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第21条
工事支障物件等	<input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 <input type="checkbox"/> 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 <input type="checkbox"/> 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	<input type="checkbox"/> 工事事務機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 <input type="checkbox"/> 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 <input type="checkbox"/> 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 <input type="checkbox"/> 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 <input type="checkbox"/> 工事事務電力等を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 <input type="checkbox"/> 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第20条

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証明者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先1：_____

連絡先2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

処分品内訳書

本工事における処分品は以下のとおりとする。

処分品発生場所	品 目	規 格	単 位	数 量
菊沢川排水機場 (栃木県佐野市 船津川町地先)	動力引込盤	W800×H2350×D800 屋内鋼板製自立形	面	1
	照明引込盤	W800×H2350×D800 屋内鋼板製自立形	面	1
	直流電源盤	W800×H2350×D800 屋内鋼板製自立形	面	1
	無停電電源装置	3 kVA バックアップ時間10分	台	1
	空気圧縮機機側操作盤	W450×H500×D300、L=1600 屋内鋼板製スタンド形	面	1
	燃料移送ポンプ機側操作盤	W400×H500×D300、L=1600 屋内鋼板製スタンド形	面	1
	井戸ポンプ機側操作盤	W500×H500×D300、L=1600 屋外鋼板製スタンド形	面	1

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	種別	工事関係書類			作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考		
		No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	提出		監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
								発注者	受注者						
設計審査会での役割分担	設計審査会での確認	1	【事例】工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-50.7	-	○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		2	【事例】関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-50.2	-	○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		3	【事例】土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○		○						土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
		4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		5	【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】占用物件(〇〇〇)の移設の調整・監督処分	河川法、道路法	-	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		6	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-3.2	-	○				○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		7	【事例】設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-23	-	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
契約関係書類	契約図書	8	工事請負契約書	-	-	○									
		9	共通仕様書	-	-	○									
		10	特記仕様書	-	-	○									
		11	発注図面	-	-	○									
		12	現場説明書	-	-	○									
		13	質問回答書	-	-	○									
		14	工事数量総括表	-	-	○									
		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○			○					
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式-2		○			○					契約書を作成する全ての工事
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○			○					
		18	掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-56.6	様式-4		○			○					
		19	建退保証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○			電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
		20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○			
		21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○			
22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-		○					○					
24	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式-5		○			○							
25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○					○			契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32.5)	様式-7		○		○					契約図書で規定された場合に提出する。	
		27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-27.4	-		○		○					該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。	
		28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-27.5	-		○		○					該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。	
		29	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	-		○		○						
30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○		○								
1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-8	-		○		○					工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員 に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更 以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員に提出する。	
		32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-		○		○						
		33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-3.2	-		○			○					
		34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	-	-		○			○					
		35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共通仕様書1-1-52.1	-		○			○				設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。	
2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-18.1	-		○							・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部 改正について(令和3年3月5日付け国官技第 319号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の監業業以外は不要	
		37	施工体系図	共通仕様書1-1-18.2	-		○		○						
		38	作業員名簿	共通仕様書1-1-18.1	-		○		○						
3 設計	③ 設計	39	承諾図書	共通仕様書1-1-9	-		○		○					設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図書 を作成し、監督職員の承諾を得る。	
4 施工状況	④ 施工管理	40	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2.20	様式-9		○								
		41	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2.23	様式-9		○		○					協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。	
		42	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2.21	様式-9		○		○						
		43	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2.24	様式-9		○		○						
		44	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2.26	様式-9		○		○						
		45	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2.27	様式-9		○		○						
		46	材料確認書	共通仕様書2-1-3.1	様式-10		○		○					設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の 提出は不要	
		47	材料納入伝票	共通仕様書2-1-3.1	-							○		設計図書で指定された材料や監督職員から請求があっ た場合は提出する。	
		48	段階確認書	共通仕様書1-1-28.6(3)	様式-11		○		○					・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要 なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写 真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した 箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

作成時期	種別	工事関係書類			作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け				備考		
		No.	書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	提出		監督職員へ連絡	監督職員へ納品					
							監督職員	契約担当課			発注担当課	受注者保管			
中	⑤安全管理	49	確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28.1	様式-12	○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
		50	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51.2	-		○						通関工程会議やASPIにより事前連絡する。ただし、現道の工事については「提出」とする。		
		51	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41.10	-		○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
		52	工事事務速報	共通仕様書1-1-44	様式-13			○					○	事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
		53	工事事務報告書	共通仕様書1-1-44	-		○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
		54	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式-14			○						○	工程の進捗状況把握のため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
		55	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	-		○								指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
施工中	契約関係書類	中間前払金	56	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○								
			57	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○								
			58	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○								
			59	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○								
			60	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○								
			61	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33.2	様式-18	○								
	既済部分検査	62	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○									
		63	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-34.7	-		○							中間技術検査時にも提出する。	
		64	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34.2	様式-18	○									
		65	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○									
		66	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○									
		67	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○								部分使用がある場合に提出する。	
	支給品	建設機械	68	工期延期願	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	○							工期延期が発生する場合に提出する。	
			69	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○							支給品を受領した場合に提出する。	
			70	支給品精算書	共通仕様書1-1-25.3	様式-25	○							支給品がある場合に提出する。	
	現場発生品	71	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25.4	様式-26	○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		72	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		73	現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式-28	○								現場発生品がある場合に提出する。	
		74	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-35.6	-		○							既済部分検査等の際にも提出する。	
	その他	75	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-27.2	-		○							・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
		76	建設発生土搬出調書	特記仕様書	-		○								
77		建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○									
78		新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○									
		80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○									
		81	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○									
	工事書類	82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式-31		○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式-32		○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		84	品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式-33	○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		85	工事写真	共通仕様書1-1-37.10	-		○							・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要	
		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	-		○							総合評価簿方式を適用して契約した場合に提出する。	
		87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式-34	○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。	
		88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	-		○							○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品が納品する。
	工事完成図書	89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	-		○							○	・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品が納品する。
		90	再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-27.6	-		○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
	その他	91	再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-27.6	-		○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	-		○								施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
93		予備品リスト	特記仕様書	-		○								予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。	
工事完成後	その他	94	低入札価格調査(間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-21.5	-	○	○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

渡良瀬川河川事務所長

荒井 満 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	R 7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事
工 事 場 所	栃木県佐野市船津川町地先
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 9 年 5 月 3 1 日 まで

※工事の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	稼働確認	矢張り工	鋼矢張り	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工種 (自由記述)	細別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	稼働確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員PCとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

年月日：

品質証明書

工事名： R7 菊沢川排水機場電源設備修繕工事

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名